

ミネアポリス日本語補習授業校規則(二〇二二年三月十三日現在)

第一条 設立及び目的

ミネアポリス日本語補習授業校(以下「本校」という)は、児童生徒を持つ保護者の総意により当該児童生徒の日本帰国に際し、学齢相当の授業に円滑に適応できる程度の学力を付与することを目的として創設されました。

第二条 運営

- 一 本校の円滑な運営を図るため、本校にミネアポリス日本語補習授業校役員会(以下「役員会」という)を設置します。本校の授業に関わる全てのことが講師会にて審議され役員会にて決定されます。また運営に関わる全てのこと役員会にて審議、決定され実施されます。本校の設立目的と運営の一貫性を保持するため、ミネアポリス日本語補習授業校理事会(以下「理事会」という)を設置します。
- 二 本校の運営に係わる全ての責任は役員会にあります。
- 三 運営に関する必要事項は役員会規則に定めます。
- 四 本校の他校との統合や長期休校、廃校に関する決定は、理事長または在任役員の過半数または一割以上の在籍家族(保護者及び講師)の署名による発議によって総会に提案し、在籍家族出席者の過半数の賛成を得なければなりません。他校との統合や長期休校、廃校の実施はミネソタの州法に従って行われます。

第三条 総会及び保護者の責任と義務

- 一 本校は、児童生徒を持つ父母または保護者(以下総称として「保護者」という)及び講師の総意で運営され、最高の議決機関として総会があります。保護者は本校の運営の主体者としての責任を持つと共に、本校運営に係わる費用の分担、業務の遂行または援助に積極的に参加する義務があり、本校の細則に定める当番の業務を行うものとします。
- 二 総会は、年次定例総会のほか、理事長または在任役員の過半数または一割以上の在籍家族(保護者及び講師)の署名による発議によって役員会が召集し、在籍家族の三分の二以上の出席をもって成立します。
- 三 総会での選挙や決議に関する投票権は、在籍家族(保護者及び講師)につき、家族単位で一票とします。

第四条 教育目標

- 一 本校は、国語、算数(数学)を中心とし、日本の学習指導要領に準じ、年間四十週以上、一週三時間以上の授業を行います。
- 二 小学部、中学部においては国語及び算数(数学)の二教科を履修するものとします。
- 三 小学部、中学部、高等部において、授業の一環として社会、理科等が授業内に行われます。
- 三 選択制社会等の課目も、希望者と担当可能な講師がいる限り、受益者負担を前提として授業が行われます。

第五条 講師

- 一 講師は、原則として日本の四年制大学の卒業生または同等の資格保持者を対象にし、教員免許保持者を優先的に雇用します。
- 二 講師に関する任免権は役員会にあります。

三 本校の全講師は講師会に所属し、講師に関する必要事項は講師会規則に定めます。

第六条 授業計画及び学級編成

- 一 授業計画は、各教科書の使用前（通例毎年二度）に講師会から提出される原案が、役員会で審議され承認されます。
- 二 学級編成は、原則として各年度末に講師会から提出される原案が、役員会で審議され承認されますが、生徒数の大きな変化及び講師の都合等によつては適宜再編成が行われます。

第七条 入学対象児童生徒及び入学・進級基準の判定

- 一 入学対象となるのは、将来日本の学校に復帰する予定か、保護者が日本語を使用しての学力の保持を望む児童生徒とします。
- 二 入学対象者で本校に入学を希望する全ての児童生徒は、二名の役員（総務）と二名の講師（当該学年担当講師及び教務の内一名）による面接及び所定の学齢相当筆記試験を、役員会が通知した期日に受ける必要があります。
- 三 入学の可否及び学年の決定は、面接及び筆記試験の結果を前述の四名が審議し、判定結果を役員会に提出し、在任役員の過半数の賛成により承認されます。
- 四 生徒の学年の進級についても、各年度末に講師会で審議し、判定結果を役員会に提出し、在任役員の過半数の賛成により承認されます。

第八条 退学

- 一 保護者からの事前の申し出により、役員会での審議を経て退学が認められます。
- 二 退学にあたっては、必要に応じて本校より学業証明書等の書類を発行することができます。但し、別項にある懲罰により退学を命じられた児童生徒に対してのその適用は保証されません。

第九条 懲罰

- 一 規則や講師の注意に違反し、他の児童生徒の学習の妨げとなる児童生徒がいる場合は、一名以上の役員の動議により役員会で審議され、過半数の賛成があれば退学処分になります。
- 二 児童生徒の保護者が、明らかな理由もなく、本校の運営協力に対する義務を繰り返し怠った場合は、前項と同様の手続きにより、当該児童生徒を退学処分とすることがあります。
授業料滞納二ヶ月、本校総会、臨時総会、報告会等への欠席二回、当番業務の不遂行二回、父母会活動への不参加二回は警告処分、三回（授業料滞納三ヶ月）の場合は役員会で審議され、退学処分とすることがあります。

第十条 免責

- 一 児童生徒、保護者、もしくは講師が本校への登校または下校途中で事故に遭った場合、保護者、もしくは講師は、講師会または役員会、もしくははその依託を受けた者のいずれにも、民事上の責任を問わないとの前提の基に通学させているものとし、刑事上の責任については、ミネソタ州の法律に従います。

第十一条 使用言語

本校の総会、役員会、講師会等の会議に使用する本校の言語は日本語とします。但し、対外的には、必要に応じて英語を使用します。

第十二条幼稚部

- 一 本校の付属として幼稚部を設け、おひさま組（その年の四月一日で満二歳の幼児）、年少組（その年の四月一日で満三歳の児童）、年中組（同じく満四歳の児童）および年長組（同じく満五歳の児童）に分けます。幼稚部の運営は全て本校のものに準じます。
- 二 幼稚部年長組卒園児童が本校の小学部に入学を希望する場合は、担当講師の判断を基に能力判定のための試験が課せられることがあり、その結果が一定基準に満たない場合は、入学を許可されないことがあります。

第十三条高等部

- 一 本校の付属として高等部を設けます。高等部は二年制とし、その運営は全て本校のものに準じます。
- 二 入学対象となるのは、原則として中学部を終了した生徒とします。
- 三 該当する生徒が本校の高等部に入学を希望する場合は、担当講師の判断を基に能力判定のための試験が課せられることがあり、その結果が一定基準に満たない場合は、入学を許可されないことがあります。
- 四 高等部においては、国語及び数学または社会（数学か社会の選択）の二教科の履修、または国語のみの単科履修を選択することができます。
- 五 高等部を卒業し、平成三十九年度、令和元年度に入学した生徒に限り、希望する場合には特別生として三年目の通学が可能となります。

第十四条名誉会員

本校の設立および発展に著しい貢献を果たした個人を名誉会員 (Honorary member) として、役員会が推薦、承認して随時選出します。

第十五条改正

この規則の改正は、理事長または在任役員の過半数の発議により役員会に提案し、在任役員の過半数の賛成を得なければなりません。

付則

この規則は一九九三年五月二十二日から実施されます。

改正一九九四年三月十九日

改正一九九五年三月十八日

改正一九九六年三月十六日

改正一九九八年三月十四日

改正一九九九年三月十三日

改正二〇〇一年三月十七日

改正二〇〇二年三月十六日

改正二〇〇三年三月十五日

改正二〇〇四年三月十三日

改正二〇〇七年二月十七日

改正二〇〇八年七月五日
改正二〇〇九年三月二十八日
改正二〇一五年十一月七日
改正二〇一七年二月二十五日
改正二〇二一年三月十三日